

監監第 712 号
令和7年11月18日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年10月16日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

1 道路用地の取得について

本件請求において請求人は、「市の財政に損害を与える財務会計上の行為として、不当な財産の取得（道路用地の取得）」「であるため、審議の遣り直しを請求します」「市道汲沢309号 戸塚町4419-6道路用地に土地の境界として標示したハマ杭は、不当な標示と判明、ハマ杭の存在が取得すべき土地を取得できなかった」と述べていることから、市道汲沢309号の戸塚町4419-6の道路用地に関する財産の取得について摘要しているものと解されます。

住民監査請求の期間制限について定めた法第242条第2項は「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。

市道汲沢309号の戸塚町4419-6の道路用地の取得について、請求人は、本件請求に係る横浜市職員措置請求書添付の令和7年8月19日受付住民監査請求書の写しにおいて、「昭和50年代半ば頃、」「横浜市から道路法の道路とする趣意を受けて、私道敷地の寄付要請に応じ、手続きの全てを同市に委ね、同法の道路とした」と述べています。また、本件請求

（裏面あり）

に係る横浜市職員措置請求書において、「平成21年3月27日0.47m²の土地境界線は、ハマ杭の不法が原因して出現した」と述べています。

そのため、当該道路用地に関する財産の取得があった日は、本件請求の日において1年を経過しています。

法第242条第2項の「正当な理由」について、最高裁判所平成14年9月12日判決は「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」と判示しています。

本件請求が1年を経過して行われた正当な理由について、請求人は、本件請求に係る横浜市職員措置請求書添付の令和7年8月19日受付住民監査請求書の写しにおいて、「平成20年秋ごろ、」「測量業者から市道汲沢309号の道路幅員が法定幅員を満たしていないことを知った」「同21年春頃から、横浜市戸塚土木事務所に現地調査を依頼して実施した」と記載していることから、遅くとも平成21年には当該道路用地の取得の存在又は内容を知ることができたことになるため、本件請求が1年を経過して行われたことにつき正当な理由を認めるに足りる客観的事情もうかがえません。

2 道路用地の管理を怠る事実について

本件請求において請求人は、「市の財政に損害を与える財務会計上の行為として、」「「不当に財産の管理を怠る事実（道路用地の管理）、であるため、審議の遺り直しを請求します」「4419-6土地における、道路区域外に存在する道路用地は、不当に財産の管理を怠る事実（道路用地の管理）に該当します」と述べています。

しかし、これまで繰り返し通知しているとおり、道路法に基づく道路区域の設定は、非財産的な目的から行われる道路行政上の行為にほかならず、財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理に関するものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

請求人は、平成30年度から10回を超える同趣旨の住民監査請求を提出していますが、請求人の主張は、住民監査請求により解決できるものではないため、他の方法を御検討ください。